

＜玄関帳場について＞

	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業		
設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関が容易に見通すことができる位置であること。 ・ 宿泊者名簿に記入させるための受付台を有すること。 ・ 直接面接できる構造であること。 ・ 従事者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応すること。 <p>(旅館・ホテル営業：施行令第1条第1項第2号、条例第5条関係別表第2の4、衛生管理要領Ⅱ第2-8)</p> <p style="text-align: center;">簡易宿所営業：施行令第1条第2項第7号、条例第6条関係別表第3の4)</p>			
設置しない場合	<p>① 宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備（施行令第1条第1項第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者自らが設置した設備（テレビ電話やタブレット端末等）であること。 ・ 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。 ・ 当該画像が施設近傍から発信されていることを確認できること（固定式や機器付帯のGPSで確認する等） <p style="text-align: center;">確認書類例 設備の仕様書及び設置場所の図面</p> <p>② 事故が発生したときその他の緊急時において迅速に対応することが可能な設備（施行規則第4条の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者又はその委託を受けた者が、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、おおむね10分程度で旅館業の施設に到着できる体制が確保されていること。 ・ 体制の適否の判断は、営業者の運営体制、委託先との契約等の内容により個別具体的に判断します。 <p style="text-align: center;">確認書類 契約書等が望ましいが、契約内容を記載した文書も可</p> <p>③ 宿泊者が宿泊者名簿を正確に記載することが可能な設備（施行規則第4条の3）</p> <p style="text-align: center;">確認書類 具体的な記載方法を記載した文書</p> <p>④ 宿泊者と客室の鍵を適切に受渡しすることが可能な設備（施行規則第4条の3）</p> <p style="text-align: center;">確認書類 具体的な受渡し方法を記載した文書</p> <p>⑤ 宿泊者以外の出入りの状況を確認することが可能な設備（施行規則第4条の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者以外の状況を常時鮮明な画像により確認すること。 ・ 現況の画像をディスプレイ等に表示すること。 ・ ビデオカメラ等の設置場所は、玄関等の通常出入りする場所とすること。 <p style="text-align: center;">確認書類例 設備の仕様書及び設置場所の図面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者等が常駐しその画像を確認できる体制となっていること。 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者等がその画像を確認すること又は当該画像の録画を定期的に確認することにより、現に宿泊している者の出入りの状況が確認できる体制となっていること。 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者等が常駐しその画像を確認できる体制となっていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者等がその画像を確認すること又は当該画像の録画を定期的に確認することにより、現に宿泊している者の出入りの状況が確認できる体制となっていること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者等が常駐しその画像を確認できる体制となっていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業者等がその画像を確認すること又は当該画像の録画を定期的に確認することにより、現に宿泊している者の出入りの状況が確認できる体制となっていること。 			
その他	<p>宿泊者名簿の保存場所（施行規則第4条の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業の施設又は営業者の事務所 <p>標識の掲示（条例別表第2-11、別表第3-11）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施設の名称</u>、<u>許可番号</u>に加え、人を宿泊させる間当該施設に営業者等が常駐しない場合にあつては、当該施設の<u>営業者等と常時連絡の取れる連絡先</u>を追加すること。 <p style="text-align: center;">確認書類 標識の写真(変更時のみ)</p>			